

2024年(令和6年)6月1日より 入院時の食事に係る標準負担額が 変更になります。

入院時の食事代は、下表の自己負担が必要です。

【入院時1食あたりの負担額】

区分	標準負担額(1食あたり)	
	令和6年5月31日まで	令和6年6月1日から
一般の方	460円 →	490円
難病患者 小児慢性特定疾患患者の方 (住民税非課税世帯を除く)	260円 →	280円
住民税非課税世帯の方 (低所得者Ⅱ)	過去1年間の入院日数が90日以内	
	210円 →	230円
住民税非課税世帯の方 (低所得者Ⅱ)	過去1年間の入院日数が90日超え	
	160円 →	180円
住民税非課税世帯に属しかつ 所得が一定基準に満たない 70歳以上の高齢受給者 (低所得者Ⅰ)	100円 →	110円

標準負担額の軽減措置を受ける場合は「限度額適用・標準負担額軽減認定証」の申請が必要です。

不明な点は、受付までお問い合わせください。
ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。